第二の一の②の①中「考え方に基づき」の下に「、対象となる種の狩猟資源としての価値」を加え、「繁殖力」を「繁殖力等の生物学的な特性」に、「捕獲難易度」を「当該種による農林水産業等への被害の程度」に改め、同②中「必要に応じて」を「、環境省が作成したレッドリスト、全国の捕獲数の情報等に基づいて、」に改め、「捕獲等の制限を行うとともに」の下に「、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また」を加え、「休猟区や」を「、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、都道府県が作成したレッドリスト、鳥獣保護事業計画に基づく調査結果及び捕獲数の情報を活用し、休猟区の指定、」に、「制限等の制度を活用し、」を「制限等によって、狩猟鳥獣の」に改め、「図るものとする。」の次に次の段落を加える。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、⑶に準じた管理を図るものとする。

第二の一の③の②中「狩猟」を「当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟」に改め、「基づく特定外来生物」の下に「(以下「特定外来生物」という。)」を加え、「都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に当該都道府県の外部から導入され、当該都道府県で被害を生じさせている鳥獣についても、都道府県において」を「国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、当該地域において」に改める。

第二の一の④の①中「及び」を「並びに」に改め、「外来鳥獣」の下に「及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）」を加える。

第二の二の②中「努めるものとする。」の次に次の段落を加える。

また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異なる種については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的な視野をもった保護管理に努めるものとする。

第二の二の③の②中「検討し、」の下に「種及び」を加える。

第二の三中「不確実な」を「不確実性を持つ」に改め、「情報蓄積を図るものとする。」の下に「その際、狩猟鳥獣及び有害鳥獣等の捕獲に関する情報の有効活用を図る。」を加える。

第三の一の見出し中「広域的な鳥獣」を「特定鳥獣の適切な」に改め、同⑴中「望めない場合には」の下に「、国は、都道府県と連携して」を加え、同②中「マニュアル」を「ガイドライン」に改め、同⑤中「項目を記載するものとする。」の下に「ただし、保護管理の実効性が確保されている項目については、記載を省略して差し支えないものとする。」を加え、同⑤の5の③中「広域的な」を「広域的かつ整合の取れた」に改め、同③の次に次のように加える。

⑷　対象地域内における区域ごとの目標設定（ゾーニング等）

第三の一の②の見出し中「マニュアル」を「ガイドライン」に改め、同②中「マニュアル」を「ガイドライン」に、「鳥獣保護事業計画期間を念頭に」を「専門家等の意見を踏まえ、都道府県にとって実効性のあるものとなるよう、」に改め、「示すこととする。」の下に「また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。」を加える。

第三の二の⑴中「行うものとする。」の次に次の段落を加える。

また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。

第三の二の⑴中「また、」を「さらに、」に改める。

第四の一の⑵ヨ中「委託等により上記ア～ウを」を「上記ア～オの育成・確保を」に改め、同ヨを同カとし、同ウの次に次のように加える。

エ　地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材

オ　地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材

第五の一の⑴中「実施するものとする。」の下に「なお、鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図るものとする。」を加え、「なお、湿原」を「湿原」に改める。

第六の2中「人獣共通」を削り、「外来鳥獣」を「外来鳥獣等」に改める。

第六の3中「平成18年の法の一部改正によって、網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分離し、」を「網猟免許とわな猟免許について、」に、「図ることとした。」を「図る。」に改める。

第七の1中「努めるものとする。」の次に次の段落を加える。

救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣の種の選定を行う等により、意義のある傷病鳥獣の救護を効率よく実施することとする。

第七の2中「行うものとする。」の次に次の段落を加える。

さらに、傷病鳥獣として救護される鳥獣は、感染症に感染しているおそれがあることから、救護に携わる者は防疫に努めるとともに、既に収容している鳥獣への感染拡大を防止するために、検疫等の措置を採ることも重要である。

第七の3を同4とし、同2の次に次のように加える。

3　油等による汚染に伴う水鳥の救護について、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月８日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努めるものとする。

第八中「餌付けにより」を「餌付けは」に改め、「農作物被害」の下に「、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播」を加え、「が生じる」を「を生じさせる」に、「影響や、鳥獣被害」を「影響が最小限となるよう、また、鳥獣被害、感染症の拡大又は伝播」に改め、「十分配慮するものとする。」の次に次の段落を加える。

希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。

第九中「条約・協定」を「条約・協定等」に、「東アジア・オーストラリア地域におけるパートナーシップ」を「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に改める。

第十の見出し中「人獣共通」を削り、同十前段を次のように改める。

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には、全国における発生が確認された。また、同年度に口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等の管理についても課題とされている。

このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。

第十後段中「人獣共通」を「、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝播する可能性のある」に改める。

第十の一の一の⑴中「鳥獣保護行政」を「鳥獣行政」に改め、「鳥獣保護区の指定」の下に「及び適切な管理」を加え、「技術開発」を「調査、捕獲等に係る技術開発及び普及」に改め、「広域を含む」を削り、「計画的な推進を図る。」の下に「特に、広域の鳥獣保護管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。」を加える。

第十の一の一の②ト中「構築し、」の下に「関係行政部局間の連携を強化して」を加え、「見直すものとする。」の次に次の段落を加える。

さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護事業計画及び特定計画との整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。

第十の一の一の②イ中「連携して」を「連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、」に改め、「努めるものとする。」の下に「また、都道府県において特定計画が策定されている鳥獣の捕獲等を実施する場合には、同計画との整合を図り、都道府県との連携を図るものとする。また、捕獲数等の情報について、都道府県に報告する等整理及び公開に努めるものとする。」を加える。